

# SBL通信 55

税理士事務所 SBL 広報誌

SBL PRESS Issue55

相続号

## TAX TOPICS

# 生前贈与？ 相続？

# どっちが得？！

セルフメディケーション税制の開始  
不動産名義変更のタイミング  
今できる生前対策

七転び八お記 - 昔あった交通事故のお話し① -

タワマン節税に一定の制約



八木 正宣

食卓に柿が並びました。昔実家の柿の木があり、竹ざおにカマで切り込みを入れ、棒を差し込んで口を作り、高いところの柿を竹ざおで取っていたことを思い出しました。それから栗も竿で叩いて落としてました。

今の子どもは、栗も柿も、校庭のトマトのようにツルから生えていると思うのでしょうか。



田村 奈保子

小5の次女が所属するプラスバンド部がマーチングの全国大会に出場することになりました。さいたまスーパーアリーナで開催される全国大会に向けて、連日、朝から晩までの練習で疲れ切っています。私は応援することしかできず、みんなで本番で力を出し切ることを祈る日々です。



名倉 さつき

少し前のこと、外からすごい音がするなあと考えていたら、家のガス給湯器がすごい音をたてていました!! そろそろ交換時期とは思っていましたが、爆発したらどうしようと思い、急ぎ、新しいものに交換。。ほっとしました。ついでにガスコンロもガラストップのコンロに交換し、きれいになりました(\*^-^\*)



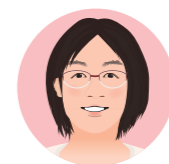
古川 和代

ドラマ「逃げ恥」のエンディングで人気の恋ダンス。娘が一生懸命練習しているところを後ろからこっそりiphoneでムービー撮影してるのですが、いつもバテて怒られています。小さい子が頑張ってるところが可愛くてたまりません(´-`)ニヤリッ



日浦 遥

ただいま産休中です。



谷田 佳子

息子の大学が早くも決まり、ホッとしています。同時に、学費を確認し、その高さにビックリ。奨学金の質疑が国会でもされていましたが、まず学費を下げて欲しい・・・と切に感じてしまいました。



松倉 陽子

そろそろ年末大掃除をしなくては・・・と、気持ちだけ焦ってきました。今年はちゃんと掃除計画を立てて、年明けに持ち越さないようにしたいです。



今井 泰朗

つい先日、軽い肺炎を患いました。咳が止まらず、なかなか寝付けない日々が続き、かなり苦しいものでした。健康の有難み、改めて痛感しております。忘年会シーズンが始まり、暴飲暴食をされている方も多いのではないのでしょうか。健康に気をつけて、楽しい年末年始をお送りください。



村田 美香

毎日寒くなり、温か～いお風呂に癒されます。今は「自動」ボタン一押しですが、私が小さい頃は薪でお風呂を沸かしていました。時間がかかる、灰の掃除も必要、燃やしすぎで熱くなりすぎる、お風呂の底面が熱い、と難儀なお風呂でした。今は本当にすばらしい!



税理士事務所 SBL  
SBL Tax Accountant Office

〒631-0822 奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル3階  
TEL 0742-32-1112 FAX 0742-32-1113  
HP <http://sbl-plaza.com> Email [zei-info@sbl-plaza.com](mailto:zei-info@sbl-plaza.com)

# セルフメディケーション税制の開始 増え続ける国民医療費を抑制

**セルフメディケーションに係る医療費控除の特例とは**

従来の医療費控除制度は、1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が、自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、確定申告することで、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

今回、医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が施行されます。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が「合計1万2000円」を超えた場合（上限金額：8万8000円）に適用される制度です。

OTC医薬品とは医師の処方箋がなくても店頭で買える医薬品の事を指します。

しかし、OTC医薬品であれば、すべて当該制度の対象となるわけでは

健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による医療費の抑制を目的とした、「セルフメディケーションに係る医療費控除の特例」が創設されました

ありません。対象となる「一定のスイッチOTC医薬品」は、厚生労働省のホームページ等で公表されており、平成28年12月16日時点では1555品目が公表されています。

この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。来年一年分の医療費の領収書を集めて、再来年の確定申告時に医療費控除として使用するということですが、

この新しい制度ができた背景には、年々増え続ける国民医療費を抑える狙いがあります。

**対象となる人**

この特例は、健康の維持増進や疾病予防のために健康診断等を受けている人で、所得税や住民税を納めている、自分と扶養家族の分を合わせて、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2000円を超えた人が対象になります。

**確定申告する際の注意**

従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。購入したOTC医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

この特例によって、これまで、1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えることがなかった人でも、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2000円を超えれば、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受けられる可能性があります。



## 新しい年となりました

1年、また1年、良い平成29年にしていききたいものですね。さて今回のニュースレターで第55号を迎えました。

ウチのニュースレターの特徴は、何と言っても事務所全員で記事を書いてきたことです。当初のニュースレターは4ページ分で分量的にも毎月発行できておりました。しかし8ページに分量が増えたときには、執筆・チェックする時間や、何より記事が毎回同じような記事になってしまいがちで、ネタ探しに苦労しておりました。また、専門的な記事を書くときに、内容のチェックが大変重要です。文章のニュアンスで伝えたい事が180度違って伝わってしまうこともあります。

今回のニュースレターから大きく変わった点は、  
①自社の執筆にこだわらず、専門的な記事は提携企業の皆さんにお願いしていきたい事。  
②ニュースレターを、ビジネスの回と相続の回に分けて発行するという事。

今号は、「相続」の回となります。相続税の改正が平成27年にあり、相続税関連業務が増えています。相続に関連した情報に特化して、お届けしたいと思います。分量も12ページに拡充し、発行回数は未だ未定ですが、増やしていきたいと思っております。どうぞ、お付き合いいただければと思います。

## NEWS & INFO

### 1. 平成29年1月より育児・介護休業法改正

介護をしながら働く人や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。

### 2. 平成29年1月から65歳以上の方も雇用保険の対象に

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。なお保険料の徴収については平成31年度までは免除となります。

### 3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付申告の確定申告書の受付開始日は1月1日です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

### 4. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

### 5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らずすべての給与受給者に交付しましょう。

### 6. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

# TAX TOPICS

## 生前贈与?相続?どっちが得?!

<贈与税の速算表> ※20歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母)から贈与を受けた場合に適用。義父母、義祖父母などからの贈与には適用されません。

基礎控除後の課税価格	特例税率※		一般税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下			20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

<相続税の速算表>

各相続人が取得する金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続よりも贈与の方が節税できる場合とは、どのような場合なのでしょう。また、相続対策に贈与を活用する場合、どのような点に注意しなければならないのでしょうか。

**相続の方が有利?**

贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間で贈与を受けた財産に対して課税されます。

贈与を受けた方(受贈者)は、翌年3月15日までに贈与税を計算して確定申告し、税を納付します。贈与税には受贈者1人につき年間110万円の基礎控除があります。贈与を受けた財産のうち110万円までの部分には、贈与税は課されません(相続時精算課税制度を選択していない場合)。

贈与税、相続税ともに、超過累進税率が適用されています。超過累進税率は、課税される財産の額が多ければ多いほど、高い税率が適用される仕組みです。贈与税と相続税の計算方法が異なるため一概に比較はできません。

**贈与で気を付けること**

まず、「連年贈与」に注意が必要です。「連年贈与」とは、「1000万円を数回(数年)に分けて贈与する」ということが当初より約束されているようなケースです。

この場合には、1年ごとに贈与を受けるとは考えず、贈与1年目に定期金に関する権利(数年にわたり合計1000万円贈与を受ける権利)の贈与を受けたものとして、課税されます。「連年贈与」と認定されないためには、贈与契約書を都度締結する、毎年贈与する額を決める、毎年贈与する財産を決める等のプロセスが大切です。

また、「名義預金」にも注意しなければなりません。せっかく相続税対策として行った贈与が「名義預金」とみられてしまえば、贈与とは認められず相続税の課税対象となってしまう。「名義預金」と認定されないための対策も重要です。

更に、相続開始前3年以内に相続人に対して行った贈与は、相続税の課税対象になります。

したがって、相続人を対象とした

贈与税にはこんなメリットが

前述の通り、贈与税には年間110万円の基礎控除があります。10年にわたって贈与すれば1100万円分を非課税で贈与できます。将来、相続税の税率が30%となるような場合には、贈与税として20%課されても、その差10%分税の負担が減ります。

また、贈与は相続と違い、贈与する財産の額や受贈者、タイミングなどを自分で決めることができますので、納付すべき税額、適用する税率を計画通りにコントロールできる点も、贈与のメリットの1つです。

### 贈与する際の Point!

- 毎年受贈者1人当たり110万円(基礎控除額)までは、贈与税が課税されません。
- タイミングや財産額、適用税率などを計画的にコントロールすることにより、“相続開始時までに支払った贈与税額の合計額 < 贈与実行後の相続税負担減少額”とすれば相続税対策になります。
- 連年贈与には注意しましょう。
- 相続人への相続開始直前(3年)の贈与は、相続税対策になりません。

直前の対策では、相続税の課税は避けられません。贈与はコツコツと長期間にわたって行うことで、大きな対策となります。計画的に進めることが大切です。

### 贈与を利用した相続税対策の例

妻、子供2人で相続人が計3名。財産額3億円。毎年200万円ずつを3人に10年間贈与(合計6,000万円)した場合を考えてみましょう。

	対策前	対策後
相続税の総額	5,720万円	3,700万円
10年分の贈与税額	—	270万円
合計	5,720万円	3,970万円

➔ 1,750万円の節税

※3年内加算、配偶者控除は加味していません。  
 ※相続時精算課税制度は適用していないものとします。  
 ※贈与は、最初から金額、年数が確定していたものではないとします。

# 不動産名義変更のタイミング

## 前回の相続登記をせず、 今回のみで済ますことはできるのか？

### 相続登記放置によるデメリット

遺産分割の手続きが完了して  
いない状況で、相続人の一人  
が亡くなってしまった場合、前  
の相続登記を省略して、次の  
相続登記を行うことはでき  
るのでしょうか？

不動産の権利の登記の期限はあり  
ませんので、いつまでに終わらせな  
ければいけない、ということはありません。

ですが、期限がないからといって、い  
つかやろうとそのままにしておいた  
り、もう登記自体しないと決めてしま  
うと、様々なデメリットが発生します。

#### こんな事例で考えてみましょう

Aさんの父Bさんは、3年前に亡く  
なりました。父Bさんの相続人は、A  
さんと母Cさんの2人です。父Bさん  
の遺産については、特に遺産分割協議  
はしていませんでした。

昨年、母Cさんが亡くなり、相続人



はAさんのみです。父Bさんの遺産に  
は、父Bさん名義の土地及び建物が  
あります。Aさんは、父Bさんの相続  
人で、かつ、母Cさんの相続人です。果  
たして、父Bさん名義の土地及び建  
物を、直接Aさん名義にすることは  
できるのでしょうか。

#### 登記の取扱いが変更された

従来は登記実務上、最終の相続人  
1名が作成した遺産分割協議書を添  
付して、直接最終の相続人名義にす

ることができましたが、今般、この遺  
産分割協議ができないとする判決  
(東京地裁H26年3月31日判決)があ  
り、登記実務上も取扱いが変更され  
ました。

#### どんな判決だったのか

判決では以下のように述べられて  
います。

「民法は、相続が死亡によって開始  
し(同法882条)、相続人は、相続開  
始の時から、被相続人の財産に属し  
た一切の権利義務を承継すること  
(同法896条)、さらに、相続人が数  
人あるときは、相続財産が共同相続  
人らの共有に属すること(同法  
898条)を規定しており、相続人が  
1人である場合において、当該相続  
人が、相続開始(被相続人の死亡)時  
に、被相続人の相続財産を承継する  
ものと解するべきことは明らか」

最終の相続人1名は二次相続開始  
時点で遺産共有状態が解消されてい  
るため、自己に帰属している遺産を  
改めて自己に帰属させる旨の意思表  
示(遺産処分決定ないし遺産分割協  
議)を觀念する余地もなく、相続人1  
名とする遺産分割協議は無意味であ  
る、と判断されました。

#### 直接の名義変更が

できなくなった

事例の場合、父Bさん名義の土地  
及び建物を、直接Aさん名義にする  
ことはできません。

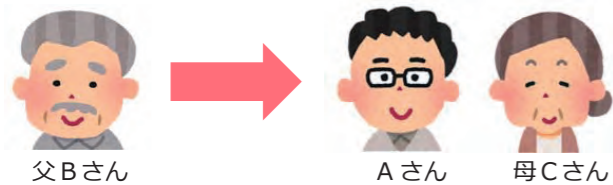
Aさんは、母Cさんの相続の開始  
(母Cさんの死亡)時において母Cさ  
んの遺産を取得しており、遺産共有状  
態は解消されています。

よって、母Cさんが亡くなった後に  
遺産分割協議をすることはできず、  
父Bさん名義の土地及び建物を、直  
接Aさん名義にすることはできませ  
ん。

Aさん名義にするにはAさんは下  
記の図のように、法定相続どおり、2  
段階の登記手続きを行うことで、父  
Bさん名義の土地及び建物が、晴れ  
てAさんの名義となります。

### STEP 1 Bさんからの所有権移転

父Bさんの死亡日を登記原因日付として、父Bさんから  
Aさん及び母Cさんへの法定相続分(各2分の1) どちらの  
「所有権移転登記」を行う



(引用・参考文献: MyKomon)

### STEP 2 Cさんからの所有権移転

母Cさんの死亡日を登記原因日付として、  
母CさんからAさんへの「持分全部移転登記」を行う



#### 長年放置するとどうなるか

Bさんの場合は亡くなられてか  
ら3年ですが、そのまま何年も放  
置している場合はどうなるでしょ  
うか？

役所での書類の保存期間は、亡  
くなった人の住民票の除票なら5  
年までとなっています。つまり、期  
限を過ぎてしまうと役所で亡く  
なった人の書類を取得することが  
できなくなってしまうます。  
そうなる相続登記に必要な  
書類が取得できなくなったり、相  
続登記の手続きが少し複雑になり、  
費用も余分にかかる可能性があります。  
ます。

#### 不動産賠償が受けられない

また、相続登記をしていないと  
不測の事態が起こったとき、不動  
産賠償が受けられません。

不動産賠償とは、事故や契約違  
反、不法行為などにより不動産が  
受けた損害を、金銭などで補てん  
することをいいます。

不動産賠償は本来、実際に住ん  
でいる人に対して行うものですが、

対象者全てが住んでいたか特定す  
ることは難しい場合があるため、  
原則として登記上の名義人に対し  
て行われます。  
ですので、例えば自分が住んでい  
る家が、亡くなった父名義のままに  
なっていた場合、不動産賠償が受け  
られない場合があります。  
最近ですと、東日本大震災で原  
発事故により自宅に住めなくなっ  
た人に対して東京電力が不動産賠  
償を行おうとしましたが、相続登  
記をしていないために賠償が行え  
ない、というケースも報告されてい  
ます。

#### 相続登記はなるべく早く

また相続発生後の一連の手続き  
から外れて期間が空いてしまうと、  
気が抜けてしまい、結局そのまま  
にしてしまうケースも見受けられ  
ます。

相続登記はできるだけ早く済ま  
せ、トラブルが起こらないようにし  
ましょう。

監修:あすか中央司法書士事務所

司法書士 谷 松生



# 今できる生前対策

## 相談事例からみる「遺言」を書いておくべき人

遺言を書かないことがリスクになるかもしれない

### 遺言は大切なご家族への

思いやりです

生涯をかけて築き上げられた財産や、ご先祖さまから引き継いでこられた財産も、いずれは「相続」という形で次の世代に引き継がれていきます。このさされるご家族に配慮しつつ、愛情をもって適切な財産配分を決めることができるのが、遺言の何よりの利点です。

大切な財産を、思いどおり次の世代に引き継いでいくためには、「遺言書」を作成しておくことが不可欠です。

### 遺言は、どんな人が書いておくべき？

法定相続とは異なる遺産分けを希望される方は、どなたも遺言が必要ですが、「お子さまのいないご夫婦」や「独り身の方」などは遺言をのこすことで、無用な争いを回避することができます。以降では、具体的な相談事例をも

とに遺言をのこしておくべき方として、代表的な2つのケースをご紹介します。



### 相談事例1

「お子さまのいないご夫婦」(Aさまのケース)

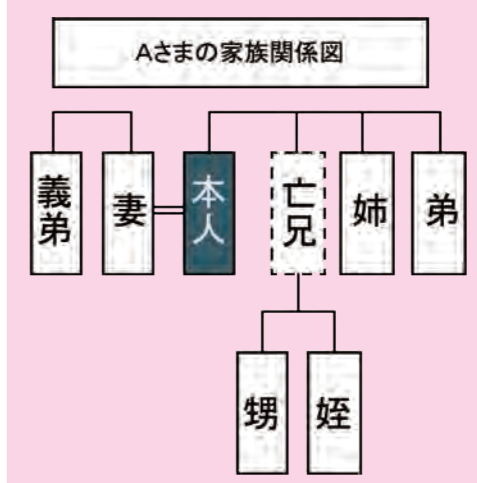
妻と私は子どもに恵まれず、二人仲良く生活をしてきました。私の身に万が一のことがあった場合には、もちろん全ての財産を妻に渡せましますかね？

### 回答

いいえ。

Aさまのケースではご相続人は奥さまだけでなく、Aさまの姉、弟、亡兄の子(甥、姪)もご相続人となります。

Aさまの相続が発生した場合、奥さまは、必ずしも親密とは限らないAさまのご兄弟等と遺産分割協議をすることになります。中には、法定相続分をご兄弟等から請求され、金融資産で分割するこ



とができず、奥さまが自宅を売却せざるを得ないケースもあります。また、奥さまが先立たれた場合には、Aさまは奥さまの弟さま(義弟)と遺産分割協議が必要になります。兄弟姉妹には遺留分(※)がありませんので、遺言をのこすことで事前にもめごとを回避することが可能です。Aさまのようなケースではご夫婦で遺言を作成されることをおすすめします。

この他、死亡保険金は受取人固有の財産となり、遺産分割の対象にならないため、奥さまを受取人とする生命保険に加入されるなどの対策も有効です。

(※)遺留分とは、法定相続人のうち兄弟姉妹以外の相続人に認められた遺産を最低限受けとる権利です。

### 相談事例2

「世話になっている息子の妻にも遺産を分けたい」

(Bさまのケース)

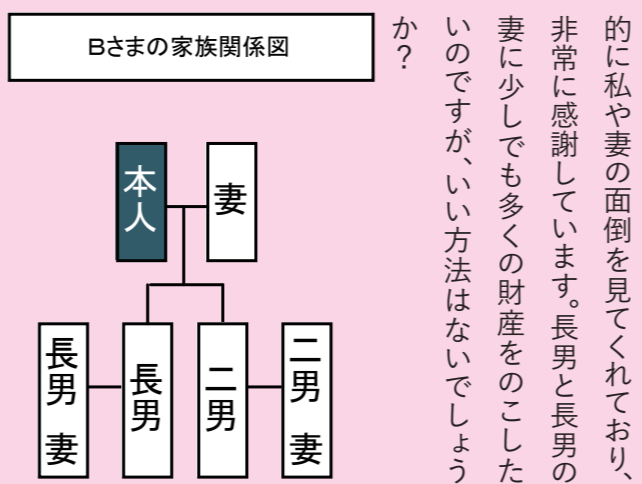
私は5年前から寝たきりで、同居している長男と長男の妻には大変世話になっていきます。特に長男の妻は献身的に私や妻の面倒を見てくれており、非常に感謝しています。長男と長男の妻に少しでも多くの財産をのこしたいのですが、いい方法はないのでしょうか？

### 回答

ございます。民法では「寄与分」という、被相続人の財産の維持・増加につき特別の寄与があった相続人(寄与者)に対し、遺産分割協議においてそれを考慮する制度がありますが、相続人全員の合意が必要です。

また、寄与者は相続人に限定されていませんので、長男の妻は対象になりません。このような場合、遺言により長男への配分を多くしたり、長男の妻に遺贈したりすることが可能です。

さらに、遺言の趣旨・付言事項(※)で感謝の気持ちを伝えることもでき



### 専門家へご相談を

今ご説明しました2つのケース以外にも、「お独り身の方」、「障がいを持つなど特に支えたいお子さまがいる方」、「資産のほとんどが自宅である方」など、遺言によってご自身の思いを実現できたり、残された親族間のトラブルを未然に防ぐことができました。このようにメリットの多い遺言です



ます。(※)遺言の趣旨・付言事項とは、遺言書に記載する法律で定められていない事項をいいます。法的な効力は無いものの、遺言者の真意を伝えたり、のこされた親族に対してのさまざま希望を書いたりできます。

が、民法に定められた一定の方式によらなければ法律上の効力がありません。また、相続人自身が遺言の執行を行うこともありますが、無用なトラブルを避けるためにも、遺言で、遺言に記した内容を実行してもらう「遺言執行者」を指定しておくことも大切です。(寄稿:三井住友信託銀行 奈良西大寺支店 主任財務コンサルタント 兼谷 高広)

「なんだか専門的で難しそう」、「どうしたらいいかわからない」と思っておられる方も多いのではないでしょうか。私ども三井住友信託銀行は、これまでにたくさんのお客さまの遺言書作成のお手伝いを承っております。「相続」「遺言」についてご不明なことやお悩みのある方はお気軽にご相談ください。



主任財務  
コンサルタント  
兼谷 高広

三井住友信託銀行 奈良西大寺支店

フリーダイヤル 0120-580-800

【電話受付時間 / 平日 9:00~17:00】

# タワマン節税に一定の制約

～平成29年税制改正案より～

**見直しの背景**  
マンションの固定資産税評価額は、まず1棟全体の評価額を算定したうえで、床面積の割合に応じて各住戸の評価額を算出しています。そうすると、階層の上下に関係なく床面積が同じなら同じ評価額となります。しかし実際の販売価格は、高層階の方が低層階より高いのが現状です。この販売価格と評価額との差を利用して、特に平成27年の相続税増税以降、節税対策として高層階のタワマンを購入する手法が広く知られていました。

## 固定資産税の減税

今回そうした手法に一定の歯止めをかけるため、高さ60メートルを超え、20階建て以上となる新築タワマンの固定資産税が平成30年度から見直されます。

去る12月8日に、与党の「平成29年度税制改正大綱」が公表されました。話題になっていた高層階のタワーマンションの増税について解説いたします。

## 見直しの背景

マンション全体の固定資産税額は従来と変更ありませんが、1階上がるごとに税額が約0.26%上がるよう変更され、中間の階を境にして、高層階は増税、低層階は減税となります。40階建てマンションの場合、最上階の税額は1階と比べ10%増し、50階建ての場合の最上階は1階の12.6%増しとなります。

## 相続税などへの影響

今回の税制改正案では固定資産税の引き上げとなっていますが、「固定資産税評価額」は相続税や贈与税の評価額、不動産取得税などの算出に用いられます。タワマン増税の本丸は相続税であるので、平成30年以降の相続税評価額の動向に注目です。

# 七転び八お記

-昔あった交通事故のお話し①-

## 転がって起きて

所長の八木です。久しぶりにコラムを書くことにしました。

座右の銘(ぎゆうのめい)とは、「常に自分の心に留めおいて、いましめや励ましとする言葉」です。私の座右の銘は、何といても「七転び八起き」です。

永らくニュースレターのコラムのタイトルに付けていましたが、最近は何もかあっていてスタッフに任せていました。いま一度この手に取り戻し、皆さんにお伝えしたい事を発信していきたいと思っています。

この言葉は、何度失敗してもくじけず、その度に奮起して立ち直ることを指します。

私も今年で46歳になり、家族と仕事に恵まれた生活を送れることができていますが、思い起こせば転がってばかりの半生でした。

## 転んだ

これまでの最大の危機は、20歳の1月6日に交通事故に遭ったことだ。これは生命の危機だった。バイト先からのスクーターでの帰り

道、真夜中、雨が降っていたこともあって、停まっているトラックに気付かなかった。事故の前後は、良思い出せない。ちょうど下り坂になっていて60キロでぶつかったと思う。

事故の結果、右手首骨折と右足の開放性骨折(骨が皮膚の外に飛び出る)、そして前歯上下全部の脱臼、顔はパンパンに腫れていて倍ぐらいの大きさになってしまった。

## 3日間の集中治療室にて

受入れ先の病院がなかなか決まらず、最初搬送された病院では対処できず、20キロ離れた神戸大病院へ。また親の同意が必要であったため、翌朝、親の到着を待つようやく手術、神安定剤や麻酔、栄養剤など沢山の管に繋がれて、3日間集中治療室で過ごした。

集中治療室で眠っているときに、毎日普通に暮らしている夢をみた。そして目を覚ましたとき、目に飛び込んでくる病室の白い天井が、これが現実だよと残酷なまで見下ろしている。夢が現実であってほしい、現実が夢であってほしい、希望が夢に現れ、

目が覚めて現実にひき戻される、を何回も何回も繰り返した。

昨日までであった、当たり前前の日常生活から、急転直下の出来事。こういう時に、毎日の普通に過ごさせている日常生活の尊さが良くわかる。日々健康であること、普通に生活できている事にもっと感謝すべきと考えさせられた。

## ●確定申告のご案内

平成28年分の所得税の確定申告時期がやってまいりました。  
来年2月16日から(還付申告の場合は、1月1日から)受付が開始されます。SBLでも皆様にお早めの対応をお願いしたいと思います。後日改めてご案内させていただきます。

# CONTENTS

- 02 NEWS & INFO
- 03 セルフメディケーション税制の開始
- 04 生前贈与?相続?どっちが得?!
- 05 不動産名義変更のタイミング

- 06 今できる生前対策
- 07 七転び八お記
- 08 タワマン節税に一定の制約
- 09 編集後記